

平成 26 年 12 月 9 日

会計検査院院長 河戸 光彦殿

最高裁をただす市民の会  
志岐武彦、石川克子、黒藪哲哉

## 「小沢事件を審査した東京第五検察審査会」において、審査員実在確認と 審査員旅費支払の不正チェックを要求

東京第五検察審査会の 21 年度第 4 群、22 年度第 1 群、第 2 群、第 3 群検察審査員・補充員の実在確認及び審査員旅費支払の不正チェックを要求する

その理由を以下に述べる。

### 1. 過去の会計検査院調査に重大な欠落がある

25 年 8 月の参議院決算委員会等の要求により、会計検査院は、「裁判所における会計経理等に関する会計検査の結果について」という調査報告者を発表した。

この報告書の P38, 39 ページに以下の調査報告がある。

『イ 審査員等に対する本人確認等

(イ) 会計検査院による審査員等の実在確認

各検察審査会における本人確認の方法は、上記のように主として持参した招集状を確認するものであるが、会計実地検査の際には当該招集状を確認できなかったことから、会計検査院は次の調査方法により審査員等が実在の人物であったのかという点について確認した。

すなわち、会計検査院は、当事者である検察審査会及び裁判所を介在させずに調査するため、11 検察審査会の会議に 23 年 5 月から 7 月までに出頭したとして旅費等が支払われている 189 人に調査票を直接郵送した。この結果、146 人から回答があり、この 146 人全員から、検察審査会に出頭した実績があり、旅費等の振り込みを受けている旨の回答がなされた。また、11 検察審査会全てについて、所属した検察審査会に出頭した実績がある旨の回答がなされている。』

小沢事件を審査したのは、22 年 2 月～10 月である。この調査では、小沢事件を審査した東京第五検察審査会の審査員実在確認が外されている。これは重大な調査の欠落である。

### 2. 小沢事件を審査した東京第五検察審査会審査員の旅費支払には不可解な支払が見られる

会計検査院並びに東京地裁から取り寄せた歳出支出証拠書類から、小沢検審の審査会議日～地裁発議日(支出負担行為即支出決定決議書を作成した日)～支払予定日を表にまとめたところ、添付 2 のようになった。

小沢事件を審査した東京第五検察審査会には以下の不可解な支払が見られた。

- ① 2 月 23 日の審査日分を 25 日後の 3 月 19 日に発議(支払確定)した
- ② 3 月 9 日の審査日分 15 人のうち 1 人(船・飛行機利用出席者・40950 円を請求)だけを 3 月 19 日に発議した
- ③ 3 月 9 日の審査日分の残り 14 人と、3 月 16 日、23 日、30 日の審査日分を一括して 4 月 1 日に発議した

④ 8月10日、24日、31日の審査日分を一括して9月6日に発議した

3月19日には、9日出席者の請求書が15人分揃っているのだから、審査員がいて審査会議に出席していたとすれば、1人だけ発議し14人の発議を大幅に先延ばすことはできない。

東京以外のある検察審査会事務局長に問い合わせたところ、「審査会議が終わると、すぐに地裁に請求書を届ける。地裁も滞りなく発議するので、発議が審査会議日から2週間を超えることはない。同じ日の会議出席者を分けて払うこともない。数回分をまとめて発議したことはもちろんない。」と語った。

2014年9月1日、不可解な支払が起きた理由を、東京地裁森本益総務課長に文書で質問したところ、10月9日森本氏は、「その理由は予算がショートしたからである。3月9日の1人の支払が多額だったのでその1人だけを発議した。8月の遅れも予算ショートが原因である」と回答した。予算がショートしたことが事実であったとしても、何度も遅れたり小出しに支払うことは考えられない。また、予算は年間で決めているはずであるから、8月に予算がショートすることはあり得ない。

東京地裁に再質問をしているが、12月9日になっても「いつごろ返事できるかその予定もたたない」と言っている。

審査員が存在すれば当然ながら審査日ごとに遅滞なく支払われる。東京第五検審査会事務局は審査会議を開いていないにもかかわらず、開いたことにして請求書を後付けで作成したから、地裁の発議が何度も遅れたとしか考えられない。後付けで作成されたということは、「ニセの請求書」が作成されたということである。

3. 東京第五検察審査会の小沢事件審査の議決は架空議決の可能性が高い

「最高裁をただす市民の会」で調査した結果を以下にまとめた。

『市民が掘り起こした検察審査会と最高裁事務局の闇

(小沢一郎検察審起訴議決を“架空議決”と結論付けた“7つの根拠”)』(添付)

添付資料(添付)

以上の理由により、東京第五検察審査会の21年度第4群、22年度第1群、第2群、第3群検察審査員・補充員の实在確認及び審査員旅費支払の不正チェックを要求する。